

経験者採用支援サービス
「JobSuite CAREER」
利用規約

株式会社NSDデジタルソリューションズ

2026年4月1日版

目次

第1章 総則	1
第1条 (本規約の適用)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (本契約の目的)	3
第4条 (本契約の成立)	3
第5条 (申込の不承諾)	3
第6条 (本規約の変更)	3
第2章 本サービス	4
第7条 (本サービスの内容)	4
第8条 (サポートサービス)	4
第9条 (本サービスの仕様)	4
第10条 (コース変更の申込)	4
第11条 (サブアカウント)	5
第12条 (グループアカウント)	5
第13条 (調査等)	6
第14条 (仕様の変更)	6
第15条 (再委託)	6
第16条 (通知方法)	6
第17条 (本サービスの廃止)	6
第18条 (知的財産権)	7
第19条 (非保証)	7
第3章 利用者の義務	7
第20条 (利用設備の設置)	8
第21条 (禁止行為)	8
第22条 (法令遵守)	9
第23条 (アカウントの管理)	9
第24条 (認定利用者)	9
第25条 (保存データの管理)	10
第26条 (届出事項)	10
第27条 (契約上の地位の移転禁止)	10
第28条 (連絡担当者)	11
第4章 利用料	11
第29条 (利用料の支払い)	11
第30条 (遅延損害金)	12
第31条 (未払いに伴う本サービス停止)	12
第5章 本サービスの提供、中断、終了	13
第32条 (本サービスの提供開始)	13
第33条 (利用期間)	13
第34条 (本サービスの一時的な中断)	13
第35条 (解約、アカウントの停止)	14
第36条 (期限の利益の喪失)	15
第37条 (契約終了時の措置)	16

第38条 (存続条項)	16
第6章 責任	16
第39条 (利用者の責任)	16
第40条 (責任の制限)	16
第41条 (免責)	16
第7章 機密保持、個人情報	17
第42条 (機密保持)	17
第43条 (個人情報の取扱い)	18
第44条 (情報の利用)	18
第8章 その他	19
第45条 (特記事項等の適用)	19
第46条 (反社会的勢力の排除)	19
第47条 (協議)	20
第48条 (合意管轄・準拠法)	20
附 則	20

第1章 総則

第1条 (本規約の適用)

本規約は、株式会社NSDデジタルソリューションズ（以下「**当社**」といいます。）が提供する経験者採用支援サービス「Job Suite CAREER（ジョブスイート キャリア）」（以下「**本サービス**」といいます。）を利用する利用者に適用されます。

第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 「**本契約**」

当社から本サービスの提供を受けるために、利用者が本規約に基づき当社と締結する契約をいいます。

(2) 「**利用申込者**」

当社から本サービスの提供を受けることを希望し、本契約の締結を申し込む者をいいます。

(3) 「**利用者**」

当社との間に本契約を締結し、本サービスの提供を受けることができる者をいいます。

(4) 「**利用設備**」

インターネットに接続して本サービスの提供を受けるために利用者が用意・設置するパーソナルコンピュータ、電気通信設備その他の機器、及びオペレーティングシステム、インターネットブラウザその他のソフトウェアをいいます。

(5) 「**本システム**」

本サービスを提供するために当社が設置するパーソナルコンピュータ、サーバ、電気通信設備その他の機器、及びオペレーティングシステム、ミドルウェアその他のソフトウェアをいいます。

(6) 「**利用者ホームページ**」

利用者が運営する自らの採用募集用ホームページをいいます。

(7) 「**従業者**」

その会社の役員又は正社員、契約社員、派遣社員、パート労働者その他の従業員をいいます。

- (8) 「登録者」
- 利用者が自らの従業者を採用するため、利用者ホームページ等において実施する採用募集に応募する者をいいます。
- (9) 「登録者情報」
- 登録者が利用者ホームページ等を通じて利用者に提供する、採用選考に必要な登録者の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」〔平成15年5月30日法律第57号〕第2条第1項が定義する個人情報をいいます。）等の情報をいいます。
- (10) 「本ソフトウェア」
- 第7条（本サービスの内容）に定める本サービスの内容を実現するために当社が開発し、本システム上で稼働させるアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (11) 「アカウント」
- 本サービスを利用させるために、当社が利用者に対し発行する本ソフトウェアのID及びパスワードをいいます。
- (12) 「サブアカウント」
- 利用者の採用業務に従事する者に対し、利用者自身が本ソフトウェアの管理画面から発行する本ソフトウェアのID及びパスワードをいいます。
- (13) 「グループ会社」
- 利用者が属する企業グループの親会社、子会社又は関連会社をいいます。
- (14) 「グループアカウント」
- グループ採用（企業グループにおいて、親会社等が、複数のグループ会社の採用業務の応募窓口になる形式の採用活動をいいます。）に参加するグループ会社に、当該グループ会社の従業員を採用する目的で本ソフトウェアを使用させるため、利用者自身が本ソフトウェアの管理画面から発行する本ソフトウェアのID及びパスワードをいいます。
- (15) 「保存データ」
- 利用者が本サービスを利用する過程で、自ら入力し又は登録者その他の第三者に入力させることにより、本システムのデータベース等の保存領域内に保存した、利用者の従業者の情報、登録者情報、募集職種情報、エージェント（人材紹介会社）の情報、スクリプト、画像その他のすべてのデータをいいます。
- (16) 「第三者サービス等」
- 本サービスの一部を実現するために、当社が第三者の許諾を得た上で

利用する、第三者により開発・提供されるサービス又はソフトウェアを
いいます。

第3条 (本契約の目的)

当社は、本契約が成立した場合、本規約に基づき本サービスを利用者に提供します。

第4条 (本契約の成立)

本契約は、利用申込者が当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、利用申込者は、本規約の内容に同意の上かかる申込を行うものとし、利用申込者が利用申込書を当社に提出した時点で、当社は、利用申込者が本規約の内容に同意したものとみなします。

第5条 (申込の不承諾)

当社は、利用申込者からの申込を当社所定の方法により審査した結果、利用申込者が第35条(解約、アカウントの停止)第3項の各号又は本条の次の各号のいずれかに該当することが分かった場合、その理由を利用申込者に開示することなく不承諾の結果のみを通知することで、当該申込を承諾しないことができます。

- (1) 本サービスに関する債務の不履行、その他本契約に違反したことを理由として本契約を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあったとき
- (3) その他当社が利用者として不適切であると判断したとき

第6条 (本規約の変更)

当社は、必要に応じて本規約の内容を随時に変更することがあります。この場合、利用者の本サービスに関する利用条件その他の本契約の内容は、変更後の本規約の適用を受けるものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合、変更後の本規約が適用される日の1ヵ月前までに、変更後の本規約の内容を第16条(通知方法)所定の方法によって利用者に通知するものとします。
3. 前項により変更後の本規約の内容が通知された日から変更後の本規約が適用される日までの間に、利用者が本規約第35条(解約、アカウントの停止)第1項により本契約を解約しなかった場合、利用者は本規約の変更に同意したものとみなされ、それ以降は、変更後の本規約の内容に関する不知又は不同意を申し立てることはできないものとします。
4. 当社は、第1項の変更によって利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない

ものとしします。

第2章 本サービス

第7条 (本サービスの内容)

本サービスにおいて、利用者は、自らの従業員の採用を行うことを目的として、利用者ホームページ等を通じて取得する登録者情報をデータベース化して管理し、登録者の採用・選考を効率よく行うことができる本ソフトウェアの機能を、利用設備からインターネット経由で使用することができるとともに、別途当社がその内容を定め、提供する付帯サービス等を利用することができます。

第8条 (サポートサービス)

利用者は、本契約の有効期間中、第28条(連絡担当者)に定める連絡担当者から当社カスタマーサポートセンターに対し電子メールで問い合わせることによって、当社が別途提示する書面、本ソフトウェアの管理画面・オンラインヘルプ等で定める内容の範囲でサポートサービスを無償で受けることができます。

2. 当社のサポートサービスの対応時間は、当社の休業日(毎年12月31日から翌年1月3日までの年末年始、国民の祝日、国民の休日及び振替休日、並びに別途当社が定める休業日)を除く月曜日から金曜日の10時から17時までとします。
3. 利用者が本サービスの利用中に、登録者及び第24条(認定利用者)所定の認定利用者を含む第三者から受けた本サービスに関する問い合わせ(登録者情報の登録方法に関する質問、登録者情報の訂正、追加又は削除等の要請を含みます。)への対応は、当社のサポートサービスの範囲に含まれないものとし、利用者が利用者自身の責任と費用負担において行うものとしします。

第9条 (本サービスの仕様)

本サービスのコースの種類、各コースにおいて利用者が同時に管理することができる登録者情報のデータ件数の上限(以下「**データ件数上限**」といいます。)、本ソフトウェアの機能の詳細、利用設備の推奨環境その他の本サービスの仕様は、当社が別途提示する書面、本ソフトウェアの管理画面・オンラインヘルプ等に定める通りとします。

第10条 (コース変更の申込)

利用者は、利用申込書によって申し込んだ本サービスのコースを変更することを希望する場合、本契約の途中であっても、当社所定のコース変更申込書によりコース変更を申し込むことができます。

2. 前項のコース変更がデータ件数上限を増加する場合、当社は、利用者からのコース変更申込書を受領した日から5営業日以内に当該コース変更を本ソフトウェアに適用します。
3. 第1項のコース変更がデータ件数上限を減少する場合、当社は、利用者からのコース変更申込書を受領した日が属する月の翌月最初の当社営業日に、保存データ中の登録者情報の件数を確認し、当該件数がコース変更後のデータ件数上限以下のときは、同日に当該コース変更を本ソフトウェアに適用します。当該確認において登録者情報の件数がコース変更後のデータ件数上限を超えていた場合、当社は当該コース変更を本ソフトウェアに適用せず、利用者から受領したコース変更申込書は失効するものとしします。
4. 前二項によりコース変更が適用された場合、利用者は、第29条（利用料の支払い）第7項及び第8項に従い、コース変更の内容に応じて当社所定の増額又は減額が加えられた利用料を支払うものとしします。
5. 利用者は、データ件数上限を増加するコース変更を申し込んだ場合、同月中にデータ件数上限を減少するコース変更を申し込むことができないものとしします。

第11条 （サブアカウント）

- 利用者は、自らの採用業務に従事する利用者の従業者に対しサブアカウントを発行することができます。
2. 利用者は、事前に当社所定の書面によって当社に通知を行うことにより、自らの採用業務を委託した第三者（以下「**外部委託先**」といいます。）に対しサブアカウントを発行することができます。
 3. 利用者は、前項の外部委託先以外の第三者に対しサブアカウントを発行してはならないものとしします。
 4. サブアカウントにより利用できる本ソフトウェアの機能の範囲は、当社が別途定める通りとしします。

第12条 （グループアカウント）

- 利用者は、事前に当社所定の書面によって当社に通知を行うことにより、グループ会社に対しグループアカウントを発行することができます。
2. 前項によりグループアカウントをグループ会社に利用させる場合、利用者は、第29条（利用料の支払い）第7項に従い当社所定の追加の利用料を支払うものとしします。
 3. 利用者は、グループ会社以外の第三者に対しグループアカウントを発行してはならないものとしします。
 4. グループアカウントによりグループ会社が利用できる本ソフトウェアの機能の範囲は、当社が別途定める通りとしします。
 5. 利用者が企業グループを形成しない法人であっても、その内部組織の規模及び構造

がグループ会社に類似すると当社が判断した場合、当社は、利用者と協議の上、当該内部組織をグループ会社とみなし、本規約に定めるグループアカウントに関する規定を適用することができるものとします。

第13条 （調査等）

当社は、本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると当社が判断した場合、第42条（機密保持）及び第43条（個人情報の取扱い）に従った上で、利用者のアカウントを用いて本サービスにアクセスし、又は利用者が本サービスを利用して管理している登録者情報等のデータを分析若しくは調査することができます。

第14条 （仕様の変更）

当社は、利用者への事前の通知なしに、必要に応じて随時に本サービスの機能の詳細、利用のための推奨環境その他の仕様を変更することができます。

2. 当社は、前項の変更によって利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第15条 （再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務を当社が必要と判断する範囲で第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対し、本規約に定める当社の義務を、再委託する業務の内容に応じて課すものとします。

第16条 （通知方法）

当社から利用申込者又は利用者への通知は、特段の合意のない限り、通知内容を第28条（連絡担当者）所定の連絡担当者として届出された連絡先宛に電子メール又はファックスによる送信、当社のホームページ等への掲載、その他当社が適切と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メール若しくはファックスの送信又は当社のホームページ等への掲載の方法により行う場合、利用者に対する当該通知は、それぞれ電子メール若しくはファックスの送信又はホームページ等への掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第17条 （本サービスの廃止）

当社は、廃止日の3ヵ月前までにすべての利用者に通知を行うことにより、廃止日をもって本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社に第三者サービス等の利用を許諾する第三者の事情により、当該第三者サービス等が急に廃止され、又は大幅に仕様を変更された場合は、

当社は、可能な限り事前に（緊急の場合は事後すみやかに）すべての利用者に通知を行うことにより、当該第三者サービス等を用いて提供している本サービスの一部を廃止することができるものとします。

第18条 （知的財産権）

当社が利用者に提供する本サービス及び本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウその他一切の知的財産権は、当社又は当社に第三者サービス等の利用を許諾する第三者に帰属します。

2. 本サービス及び本ソフトウェアに関連して当社が作成し、提供するパンフレット、マニュアル、企画書、提案書、報告書、分析情報、統計情報、サポートサービスにおける説明等の情報（以下「**サービス関連情報**」といいます。）に関する知的財産権は、当社に帰属します。
3. 利用者は、本契約に基づいて本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではないことを承諾します。
4. 保存データに関する知的財産権は、利用者に帰属します。利用者は、第44条（情報の利用）に定める範囲内において当社が保存データの一部を利用することを、無償で許諾するものとします。
5. 利用者は、本サービスの利用期間中は、当社が本サービスを利用者に提供するために必要な範囲で利用者の法人名を本ソフトウェアの画面、当社又は当社の関係会社が運営するホームページ等に表示する方法を使用することを、無償で許諾するものとします。

第19条 （非保証）

当社は、利用者が本サービスを通じて得る情報、成果等について、一切の保証を行わないものとします。

2. 当社は、日本国内から本サービスの管理、運用及び提供を行うものであり、本サービスが日本国外における法令、判例、慣習、情報インフラその他の社会環境のもとで利用可能であること又はかかる利用が適切であることについて、一切の保証を行わないものとします。
3. 当社は、本サービスを、利用者の経験者採用業務を支援する目的で設計しており、本サービスが経験者採用以外の採用業務のために利用可能であること、かかる利用が適切であること、又は将来において本ソフトウェアに経験者採用以外の採用業務のための機能が実装されることについて、一切の保証を行わないものとします。

第3章 利用者の義務

第20条 (利用設備の設置)

利用者は、本サービスを利用するにあたって、利用者自身の責任と費用負担によって利用設備を用意・設置し、当社が別途提示する書面、ホームページ等に定める本サービスを利用するための推奨環境を維持するものとします。

2. 利用者は、本サービスを利用するにあたって、利用者自身の責任と費用負担において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用設備をインターネットに接続するものとします。
3. 第1項の利用設備及び推奨環境並びに前項のインターネット接続に障害又は不具合がある場合、当社は利用者に対し本サービスを提供する義務を負わないものとします。

第21条 (禁止行為)

利用者は、本サービスを利用するにあたって、次の各号所定の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを、利用者自身及びグループアカウントを発行したグループ会社の従業員の採用以外の目的のために利用する行為
 - (2) 当社若しくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
 - (3) 第24条(認定利用者)所定の認定利用者を除く第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれがある行為
 - (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (7) 当社による本システムの利用若しくは本サービスの運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (8) 当社に提出する利用申込書その他の書面に虚偽の内容を記載する行為
 - (9) 本サービスを利用して、マイナンバー(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」〔平成25年5月31日法律第27号〕第2条第5項が定義する個人番号をいいます。)及び特定個人情報(同法第2条第8項が定義する特定個人情報であって、マイナンバー〔個人番号〕を含む個人情報をいいます。)を収集し、保存データとして蓄積する行為
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われたことを知った場合、又は該当する行為が行われるおそれがあると判断した場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第 2 2 条 （法令遵守）

利用者は、本サービスを利用するにあたり適用されるすべての関連法令を、利用者自身の責任と費用負担において遵守するものとします。

第 2 3 条 （アカウントの管理）

当社が利用者に対し発行したアカウントによる本サービスの利用その他の行為は、すべて利用者による行為とみなします。

2. 利用者は、当社から発行を受けたアカウントを、第三者に開示若しくは貸与し、又は第三者と共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう利用者自身の責任と費用負担において厳重に管理するものとします。アカウントの管理不備、使用上の過誤、第三者による使用等により、利用者又はその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者が利用者のアカウントを用いて本サービスを利用した場合、当該利用は利用者による行為とみなされるものとし、利用者は、当該利用について利用料の支払いその他一切の債務を負担するものとします。また、当該利用により当社が損害を被った場合、利用者は当社にその損害を賠償するものとします。
4. 前三項の規定は、利用者の従業者に発行されたサブアカウントについても準用されます。

第 2 4 条 （認定利用者）

第 1 1 条（サブアカウント）第 2 項に基づきサブアカウントの発行を受けた外部委託先及び第 1 2 条（グループアカウント）第 1 項に基づきグループアカウントの発行を受けたグループ会社（以下、両者を併せて「**認定利用者**」といいます。）が、サブアカウント又はグループアカウントを用いて行う本サービスの利用その他の行為は、すべて利用者による行為とみなされるとともに、利用者は、認定利用者による当該行為について一切の責任を負うものとします。

2. 利用者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結した上で、これらの事項を認定利用者に遵守させるものとします。
 - (1) 認定利用者は、本規約の内容を承諾した上で、利用者と同様に本規約に定める義務を遵守すること。
 - (2) 認定利用者は、第三者に本サービスを利用させないこと。
 - (3) 本サービスの提供にあたって当社が必要と判断した場合は、利用者が当社に対し必要な範囲で、認定利用者に関する情報を認定利用者の事前の承諾なしに開示できること。また、第 1 5 条（再委託）に定める再委託先に対し、再委託のために必要な範囲で、認定利用者に関する情報を認定利用者の事前の承諾なしに開示できること。
 - (4) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害

賠償請求等を求め、又は一切の責任追及を行うことができないこと。

3. 利用者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項について、認定利用者に速やかに伝達するものとします。
4. 利用者は、認定利用者を変更する場合又は、認定利用者による本サービスの利用を終了する場合、第26条（届出事項）により当社に事前の通知を行うものとします。
5. 利用者は、同一の認定利用者に対し、サブアカウントとグループアカウントの両方を同時に付与してはならないものとします。

第25条 （保存データの管理）

保存データについては、利用者が利用者自身の責任と費用負担において管理するものとし、保存データに含まれる個人情報に対する本人からの開示、訂正、追加、削除、利用の停止又は第三者提供の停止等の請求に適切に対応するものとします。当社は、本システム内において保存データが漏洩、滅失又は毀損しないように、保管及びバックアップのみを行うものとします。

2. 前項の保存データの保管及びバックアップについて、当社は、当社の責に帰すべき事由により本システム内において保存データが漏洩、滅失又は毀損した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者が保存データをダウンロードして外部の記録装置又は記録媒体に保存したもののについては、利用者が利用者自身の責任と費用負担において、その一切の管理、保存、保管及びバックアップを行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、前三項の規定にかかわらず、利用者による本サービスの利用に関して第21条（禁止行為）第1項各号のいずれかに該当する行為があった場合、事前に利用者に通知することなく、当該行為の影響を排除するために必要な範囲で、本システム上から保存データを削除することができます。但し、当社は、利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

第26条 （届出事項）

利用者は、利用申込書その他の書面に記載して当社に届け出た、自らの商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他の事項（以下「届出事項」といいます。）に誤りがないことを当社に保証するものとし、届出事項に変更がある場合は、当社所定の方法によって当社に事前に通知するものとします。

第27条 （契約上の地位の移転禁止）

利用者は、本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第28条 (連絡担当者)

利用者は、本サービスの利用に関する連絡担当者1名をあらかじめ定めた上で、利用申込書に記載して当社に通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡、確認、問合せ等は、原則として連絡担当者を通じて行うものとします。

2. 利用申込書に記載した連絡担当者を変更する場合、利用者は、第26条(届出事項)の規定に従うものとします。

第4章 利用料

第29条 (利用料の支払い)

利用者は、本サービスを利用するにあたって当社が別途定める本サービスの利用料(以下「**利用料**」といいます。)を支払うものとします。また、初回の支払いにおいては、利用料に加えて当社が別途定める初期設定費用を支払うものとします。

2. 利用料は、毎月1日から末日までの1ヵ月の利用料とします。
3. 利用料の課金が開始される月(以下「**課金開始月**」といいます。)は、第32条(本サービスの提供開始)により当社が利用者にアカウントを通知した日(以下「**アカウント通知日**」といいます。)が暦月の1日から15日の間の場合、同アカウント通知日が属する月となり、同アカウント通知日が暦月の16日から末日までの間の場合、アカウント通知日が属する月の翌月となります。
4. 利用者は、課金開始月の途中から本サービスの利用を開始した場合であっても、課金開始月分の利用料について日割りによる精算を請求することはできず、1ヵ月分の利用料の満額を当社に支払うものとします。
5. 利用料の初回の支払いに限り、当社が本契約の成立後速やかに請求書を利用者に発行し、請求書を受領した利用者が、請求書所定の期日までに請求書所定の銀行口座に、課金開始月を含む最初の3ヵ月分の利用料を一括して振り込む方法により支払うものとします。
6. 課金開始月から4ヵ月目以降の利用料の支払いについては、当社が毎月、利用当月の前々月の5日までに請求書を利用者に発行し、請求書を受領した利用者が、利用当月の前月末日(末日が休日の場合はその前日)までに、請求書所定の銀行口座に利用当月分の利用料を振り込む方法により支払うものとします。
7. 利用者が第10条(コース変更の申込)によるコース変更をデータ件数上限の増加のために行った場合又は第12条(グループアカウント)によるグループアカウント発行の通知を行った場合、かかる変更によって増額される利用料(以下「**増額後利用料**」といいます。)の課金開始月は、当社が利用者から第10条(コース変更の申込)第2項のコース変更申込書又は第12条(グループアカウント)第1項のグループアカウント発行通知書面を受領した日が属する月の翌月とします。当社は、増額後利用料の課金開始月に発行する請求書において、当該課金開始月の翌々月分の利用料に2ヵ月分の

増額差分（増額後利用料から増額前の利用料を差し引いた金額）を追加した金額を利用者に請求するものとします。

8. 利用者が第10条（コース変更の申込）によるコース変更をデータ件数上限の減少のために行った場合、当該コース変更によって減額される利用料（以下「**減額後利用料**」といいます。）の課金開始月は、当社が第10条（コース変更の申込）第3項により当該コース変更を本ソフトウェアに適用した日が属する月とします。当社は、減額後利用料の課金開始月に発行する請求書において、当該課金開始月の翌々月分の利用料から2ヵ月分の減額差分（減額前の利用料から減額後利用料を差し引いた金額）を差し引いた金額を利用者に請求するものとします。但し、かかる減額差分を差し引いた後の金額がマイナスとなる場合、マイナス分の金額については、減額後利用料の課金開始月の翌月に発行する請求書において精算するものとします。
9. 利用者が当社に対し初期設定費用及び利用料を支払う場合、支払いを要する金額は、初期設定費用及び利用料の金額に消費税を加算した金額となります。
10. 将来において消費税の税率の改定その他の事由により、消費税の算定方法に変更が生じる場合、かかる変更に関する法令の施行日から、初期設定費用及び利用料の消費税の金額は変更されるものとします。
11. 本条の初期設定費用及び利用料の支払いに要する振込手数料その他の費用は、すべて利用者の負担とします。
12. 当社は、原則、利用者から支払いを受けた初期設定費用及び利用料の返金を行わないものとします。但し、利用者が、第34条（本サービスの一時的な中断）第4項、第35条（解約、アカウントの停止）第1項、第2項若しくは第5項又は第43条（個人情報取扱）第5項に基づき本契約を解約する場合において、当社所定の解約申込書に返金用の銀行口座を記載したときは、当社は、利用者からすでに支払いを受けている利用料のうち、解約日の翌日以降の分を利用者に返金するものとします。
13. 前項但し書の規定は、当社が第17条（本サービスの廃止）に基づき本サービスの全部を廃止する場合にも準用します。

第30条 （遅延損害金）

本契約に基づく金銭債務についてその支払いを遅延した場合、利用者は当社に対し、同金銭債務及びこれに対する支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を直ちに支払うものとします。

第31条 （未払いに伴う本サービス停止）

当社は、支払い期日の翌月の第5営業日までに利用者からの利用料の入金が確認できない場合、その月の第10営業日までに入金するよう利用者に催告し、さらに第10営業日になっても利用者からの入金が確認できない場合は、本サービスの全部又は一部の提供を第10営業日の17時から停止することができます。

2. 当社は、前項による本サービスの停止を実施した日から5営業日以内に、利用者から

未払い分の利用料の支払いがない場合、利用者への催告なしに本契約を解約することができます。

3. 当社は、前二項に定める本サービスの停止又は解約に関して利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
4. 第2項による解約は将来に向かって有効であり、解約の時点までに利用者が発生している債務は、その履行がなされるまで有効に存続するものとします。また、第2項による解約の行使は、当社から利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第5章 本サービスの提供、中断、終了

第32条 (本サービスの提供開始)

当社は、利用者による課金開始月分を含む最初の3ヵ月分の利用料の入金を確認した後5営業日以内に、本サービスを利用するためのアカウントを利用者に通知するものとします。

第33条 (利用期間)

本サービスの利用期間は、前条により当社が利用者にアカウントを通知した日から、第29条(利用料の支払い)第3項の課金開始月の翌々月末日までとします。利用者は、この期間中、第35条(解約、アカウントの停止)第1項に定める解約により本契約を終了させることができないものとします。

2. 前項に定める本サービスの利用期間は、その満了日の5営業日前までに利用者が第35条(解約、アカウントの停止)第1項に定める解約を行わない場合、さらに1ヵ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第34条 (本サービスの一時的な中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知又は利用者の承諾を要することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。

- (1) 本システムの故障その他の障害により緊急の保守メンテナンスを行う場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、並びに戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等の非常事態により本サービスを提供できない場合
- (3) 第21条(禁止行為)第1項各号の事由が生じた場合
- (4) 第三者サービス等において、緊急の保守メンテナンス等による中断、停止

が発生した場合

- (5) その他運用上又は技術上の必要性が生じた場合
2. 当社は、本システムに対して定期的な保守メンテナンスを行う場合、利用者に事前の通知を行った上で、本サービスの全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。
 3. 当社は、前二項に定める本サービスの中断に関して利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
 4. 第1項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第2項を理由とする本サービスの中断が48時間を超えた場合、利用者は本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

第35条 (解約、アカウントの停止)

利用者は、利用当月末日の5営業日前までに当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、利用当月末日を解約日として、本契約を解約することができます。

2. 利用者は、当社が次の各号のいずれかに該当した場合、当社への事前の通知又は催告を要することなく、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
 - (1) 第42条(機密保持)、第43条(個人情報の取扱い)又は第46条(反社会的勢力の排除)に違反した場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
 - (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (5) 法人の解散、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡に関する決議を行った場合
 - (6) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (7) 手形若しくは小切手を不渡りにした場合、又は手形交換所との取引停止処分を受けた場合
 - (8) その他、信用状態に重大な不安が生じたとき
3. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者への事前の通知又は催告を要することなく、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
 - (1) 第21条(禁止行為)、第42条(機密保持)又は第46条(反社会的勢力の排除)に違反した場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

第37条 (契約終了時の措置)

当社所定の解約申込書による解約、本規約に定める解約事由への該当その他の事由によって本契約が終了した場合、当社は、本契約の解約日の17時に（本契約の解約日が当社の休業日の場合は翌営業日の10時に）本サービスの提供を終了するものとします。

2. 本契約が終了した場合、当社は、保存データを、本契約の解約日の17時以降に（本契約の解約日が当社の休業日の場合は翌営業日の10時以降に）削除するものとします。

第38条 (存続条項)

本契約が終了した後も、本規約第18条、第39条から第42条まで、第44条、第47条、第48条及び本条の効力は存続するものとします。

第6章 責任

第39条 (利用者の責任)

利用者は、利用者による本サービスの利用及びその結果について責任を負うものとし、利用者が本サービスを利用したこと起因して、第三者との間に苦情、損害賠償請求、訴訟その他の紛争が発生した場合、当該紛争を利用者自身の責任と費用負担において対応及び解決するものとします。但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により発生した場合は、利用者は、当該紛争の対応及び解決により利用者が被った損害の賠償を、第40条（責任の制限）に定める範囲で、当社に請求することができるものとします。

2. 利用者は、利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対し当該損害を賠償するものとします。

第40条 (責任の制限)

利用者は、本契約に関して当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社の責に帰すべき事由によって利用者に直接且つ現実に生じた通常の損害に限り、過去12ヶ月間に利用者が当社に実際に支払った本サービスの利用料に相当する金額を上限として、当社に賠償を請求できるものとします。

第41条 (免責)

当社は、本規約のその他の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由によって利用者又は第三者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法

律上の請求原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、暴動、騒乱等の不可抗力
- (2) 利用設備の障害又は本システムまでのインターネット接続の不具合等、本サービスを利用するための利用者の環境における障害
- (3) 当社が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず防御し得なかった第三者による本システムへの不正アクセス若しくは攻撃又は通信系路上における傍受
- (4) 本システムのうち、当社の製造・開発に係らない機器又はソフトウェアに起因して発生した障害又は不具合
- (5) 第三者サービス等に起因して発生した障害又は不具合
- (6) 法令に基づく行政当局又は裁判所による命令又は強制的な処分
- (7) 利用者による本契約の違反
- (8) その他当社の責に帰すべからざる事由

第7章 機密保持、個人情報

第42条 (機密保持)

利用者及び当社は、本契約に関連して相手方から開示を受け又は自ら知り得た相手方に関する有形無形の技術上、営業上、財務上、組織上その他一切の情報（以下「**機密情報**」といいます。）を機密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約の目的以外のために使用し又は第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に含まれないものとします。

- (1) 相手方から開示を受けた時点ですでに公知のもの
- (2) 相手方から開示を受けた後に開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
- (3) 相手方から開示を受けた時点ですでに開示を受けた当事者が適法に保有していたことを証明できるもの
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から機密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
- (5) 開示を受けた当事者が、開示を受けた情報によらず独自に開発したもの

2. 利用者及び当社は、本契約の目的を達成するために必要最小限の範囲に限り、自らの従業者に機密情報を開示することができるものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、利用者及び当社は、法令に基づき行政機関又は裁判所によって開示を要求された場合、かかる開示を要求された機密情報を事前に相手方に通知した上で開示することができるものとします。
4. 前三項の規定にかかわらず、利用者が、第三者サービス等によって実現されている本ソフトウェアの一部の機能を利用することを選択した場合には、当社は、当該機能を利用者に提供するために必要かつ最小限の範囲で、利用者に関する情報を、当該第三者サービス等の利用を当社に許諾している第三者に開示することができるものとします。

第43条（個人情報の取扱い）

当社は、保存データに含まれる個人情報（以下「**本件個人情報**」といいます。）を、本サービスの提供に従事する当社の従業者以外の者に開示若しくは提供し、又は本契約の目的以外のために使用しないものとします。

2. 当社は、本件個人情報への不当なアクセス又は本件個人情報の漏洩、滅失若しくは毀損を防止するため、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講じるものとします。
3. 当社は、本件個人情報に関して不当なアクセス、漏洩、滅失若しくは毀損等の事故が発生した場合、又はこれらが発生したおそれがある場合、速やかに利用者に報告を行うとともに、事故の拡大又は再発を防止するため、第34条（本サービスの一時的な中断）第1項に定める本サービスの中断を含む合理的に必要と認められる措置を講じるものとします。
4. 当社は、第15条（再委託）に基づき、本サービスの提供に関する業務のうち、本件個人情報の取扱いに関する業務を第三者に再委託する場合は、事前にその旨を利用者に通知するものとします。
5. 利用者は、前項により通知を受けた再委託に同意することができない合理的な理由があるときは、当該理由を記載した当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、本契約を即時に解約することができるものとします。
6. 本条の規定は、本契約の解約日以降も、第37条（契約終了時の措置）第2項による保存データの削除が完了するまで存続するものとします。

第44条（情報の利用）

第42条（機密保持）その他の本規約上の規定にかかわらず、当社は、保存データのうち、利用者が本ソフトウェアの機能を使用して公開した募集職種、利用者が本ソフトウェアの機能を使用して集計した採用・選考状況に関する数値等の個人情報に該当しない情報（以下「**本件採用情報**」といいます。）を、次の各号に定める目的で利用することができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

- (1) 最新の採用動向に関する情報を提供するために、複数の利用者の本件採用情報を集合して、特定の利用者が識別されることのないよう編集・加工した統計情報を、当社が本サービスの一部として、又は本サービス以外の当

社サービスとして提供、公開、発行するサービス・機能、ホームページ、刊行物等を通じて、利用者又は第三者に対し有償又は無償で提供する目的

- (2) 本件採用情報のうち、利用者が本ソフトウェアの機能を使用して公開中の募集職種情報を、当社又は当社の関係会社が、本サービスの一部として、又は本サービス以外の当社サービスとして提供、公開するサービス・機能、ホームページ等を通じて、求職者、人材紹介会社等の第三者に対し有償又は無償で提供する目的

第8章 その他

第45条 (特記事項等の適用)

利用者及び当社が両者の合意に基づき当社所定の利用申込書等の特記事項欄に定めた事項(以下「**特記事項**」といいます。)は、本規約とともに本契約の一部を構成し、特記事項の内容と本規約に定める各条項との間に矛盾が生じるときは、特記事項の内容が優先して適用されるものとします。

2. 別途当社が本サービスのオプションサービス等の利用に関して当社所定の書面に定める特約(以下「**特約**」といいます。)は、利用者が特約の内容に同意の上、オプションサービス等の利用を申し込んだ場合に、本規約とともに本契約の一部を構成します。この場合において、特約の内容と本規約に定める各条項の内容との間に矛盾が生じるときは、特約の内容が優先して適用されるものとします。
3. 別途当社が当社所定の書面、本ソフトウェアの管理画面・オンラインヘルプ等に定める本サービスの利用に関する注意事項その他の細則(以下「**細則**」といいます。)は、本規約に定める各条項の内容と矛盾しない範囲で、本規約とともに本契約の一部を構成し、利用者及び当社に適用されるものとします。

第46条 (反社会的勢力の排除)

利用者及び当社は、自己、自己の従業者及び自己の経営に実質的に関与する者が、次の各号に定める事項に該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、これらを併せて「**反社会的勢力**」といいます。)であること
 - (2) 反社会的勢力に資金等の利益を供与していること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
2. 利用者及び当社は、自己、自己の従業者及び自己の経営に実質的に関与する者が、自ら又は第三者を利用して、次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するも

のとします。

- (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者及び当社は、自己、自己の従業者及び自己の経営に実質的に関与する者において、前二項の表明に反する事実があることが判明した場合は、直ちに相手方にその旨を通知するものとします。

第47条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合、利用者及び当社は、信義誠実の原則に則り協議し、これを解決するものとします。

第48条 (合意管轄・準拠法)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. 本契約又は本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。

以上

附 則

2008年10月 1日 制定

2008年10月16日 改定

2009年 5月12日 改定

2010年 5月16日 改定

2010年 9月19日 改定

2011年 4月 1日 改定

2013年 9月20日 改定

2015年 2月 1日 改定

2016年 1月15日 改定
2018年 7月 1日 改定
2018年10月 1日 改定
2019年 9月12日 改定
2026年 4月 1日 改定 (商号変更のみ)